群馬大学における日本学術振興会特別研究員-PD の雇用について

１．職　　名　特別研究員（日本学術振興会特別研究員-PD）

２．身　　分　常勤

３．雇用期間　日本学術振興会特別研究員 PD 等採用期間

※ 日本学術振興会の特別研究員でなくなった場合は、
本学の職員としての雇用も終了となります。

４．労働時間　専門業務型裁量労働制（１日あたりのみなし労働時間：7 時間 45 分）
8：30～17：15 を基本とし、具体的な労働時間は労働者の決定に委ねます。

５．給　　与　国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則による
・基本年俸　4,344,000 円（基本月額 362,000 円）
・通勤手当（通勤２km以上の交通機関利用者及び自家用車等利用者に限る）
・住居手当（家賃額に応じた額（上限 28,000 円））
・扶養手当（年額 130 万円以上の恒常的な所得が見込まれない扶養親族のある者に限る）

６．給与支給　計算期間・・・当該月の初日から末日
支給日・・・・毎月２１日（日曜日、土曜日及び国民の祝日（休日等）にあたるときはその直前の休日等でない日）

７．休 日 等　日曜・土曜・国民の祝日，年末年始（12/29～翌年 1/3）

年次有給休暇
・一の年度（４月１日～３月 31 日）に 20 日（初年度は中途採用のため、10 日）

特別休暇
・夏季休暇、忌引き、産前・産後休暇など

病気休暇
・ケガや病気による療養の期間（90 日を上限）

８．社会保険等　文部科学省共済組合（健康保険、厚生年金）及び労働保険に加入